

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

有限会社ベルスタッフ（以下「甲」という。）と有限会社ベルスタッフの過半数を代表する者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、別表1の派遣先で業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 1 待遇決定方式を変更しなければ、派遣労働者の希望する就業機会を提供出来ない場合であって、かつ当該派遣労働者から合意を得た場合は、この限りではない。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

- （一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添2に定める「職業安定業務統計」（厚生労働省）の別表1の業務とする。
- （二）通勤手当については、基本給とは分離し第6条のとおりとする。
- （三）地域調整については、千葉県・埼玉県・東京都の複数の市区町村の派遣先にて就業を行うことから、局長通達別添3に定める、職業安定業務統計による地域指数のハローワーク別地域指数を用いるものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- （一）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （二）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：20年 Bランク：10年 Cランク：0年

- 2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を賃金に含めて支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、一般の労働者の通勤手当に相当する額（72円）を一般の労働者の賃金に加算した額と「同等以上」とする。

第 7 条 退職金相当分として一般労働者の賃金に5%を加算した額と「同等以上」とする。

（賃金決定にあたっての評価）

第 8 条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、半期ごとに行う経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合は、基本給を昇給する事とする。

（賃金以外の待遇）

第 9 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

（教育訓練）

第 10 条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第 11 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第 12 条 本協定の有効期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間とする。

2024年11月/日

（甲）

（乙）

〒332-0016 埼玉県川口市幸町3-9-31-101

有限会社ベルスタッフ

代表取締役 鈴木秀樹

TEL 048-254-6531



埼玉県春日部市

浜川尹 2-8-19

〒477-0805 春日部市 8A205

杉浦 伸一